

平成26年度
事業計画書

熊本県産業技術センター

目 次

第1	はじめに	1
第2	管理運営	
1	機構組織	2
2	職員数の推移	2
3	業務分担表	3
4	職員名簿	6
5	予算状況	7
6	情報の発信	8
7	展示会等への出展	8
第3	政策方針事業	
1	技術交流研究開発事業	9
2	ものづくり研究開発事業	10
3	材料・地域資源研究開発事業	11
4	バイオ・食品研究開発事業	12
5	農産加工研究開発事業	13
6	農産加工研修指導事業	14
7	新規外部資金活用事業	15
8	フードバレー構想の推進支援に係る技術開発	16
9	若手研究者による熊本型イノベーション創出事業	17
10	有機薄膜技術拠点形成事業	18
第4	一般支援事業等	
1	一般支援事業	19
2	産学官地域技術連携推進事業	21
3	中核企業技術高度化支援事業	21
4	計量検定事業	21
第5	試験研究機器導入計画	
1	(財)JKA補助事業	27
2	産業技術センター試験研究備品導入事業	27
第6	関連団体の事業	
1	熊本県産業技術振興協会	28
2	公益財団法人 くまもと産業支援財団 (有機薄膜技術イノベーション推進室)	28
3	一般社団法人 熊本県溶接協会	29
4	熊本県ものづくり工業会	30
5	社団法人 熊本県計量協会	30
6	一般社団法人 熊本県工業連合会	31
7	熊本県発明協会	32
8	知財総合支援窓口 パテント・エントランス熊本 (一般社団法人 熊本県工業連合会)	32

9 一般社団法人 熊本県情報サービス産業協会	33
------------------------	----

※添付資料 1

・熊本県産業技術センター条例〔産業支援課〕	34
・熊本県産業技術センター処務規程〔人事課〕	37

※添付資料 2

・熊本県産業技術センターカスタムメイド試験研究実施要綱	45
-----------------------------	----

第 1 はじめに

私たちの使命は、「売れるものづくり」を目指す地域企業のために、共同研究・開発、技術指導、依頼試験及び設備解放等を通じて技術的な支援をすることにあります。熊本県を株式会社と例えると、技術部の位置づけにあり、研究・開発から事業化までを支援します。

さらに、企業が持続発展するためには利益を出し続けることが必要ですので、「儲かるものづくり」「持続可能なものづくり」というキーワードを加え、これらを実現するために、地域企業と一体となって、オンリー 1、ナンバー 1 の技術を創造し続けます。

次世代技術として注目されている有機薄膜技術の拠点としてセンター内に設置した「くまもと有機薄膜技術高度化支援センター（PHOENICS）」では、産学官連携により有機薄膜技術の研究・実用化に取り組んでいきます。また、フードバレー構想の推進を図るため、食品加工技術の高度化を推進するとともに、県内のものづくり技術との連携により、本県の優れた農産品の付加価値向上と周辺産業の育成を支援していきます。

このように、当センターは熊本県産業の技術的拠点として、保有する施設・機器を最大限有効活用して、地域の産業発展に向け邁進して参ります。これからも、地域企業と密着し小回りの利く活動を推し進め、研究者や技術者の皆様が利用しやすく敷居の低いセンターを目指していきますので、一層のご利用をお願い致します。

平成 26 年 4 月

熊本県産業技術センター

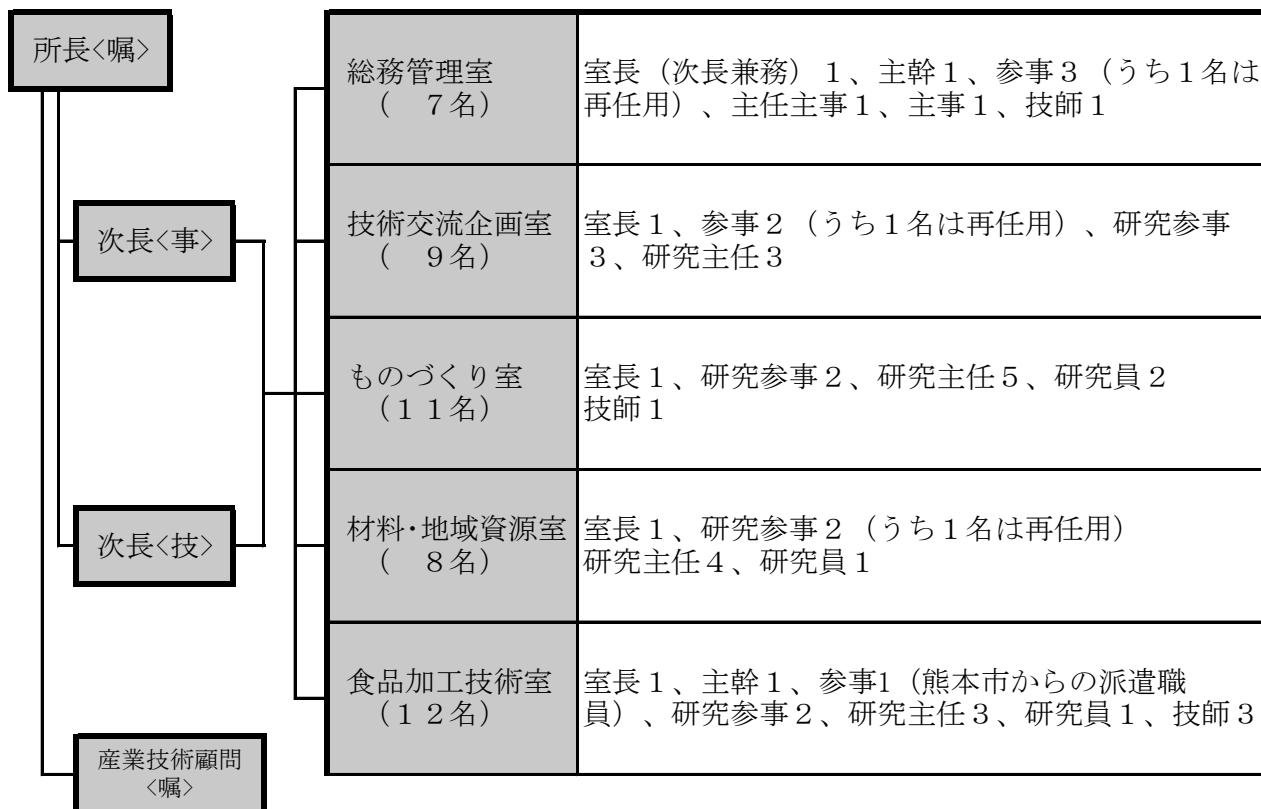
所 長 今 村 徹

第2 管理運営

1 組織機構

＜平成26年4月1日現在＞

職員数＝51名

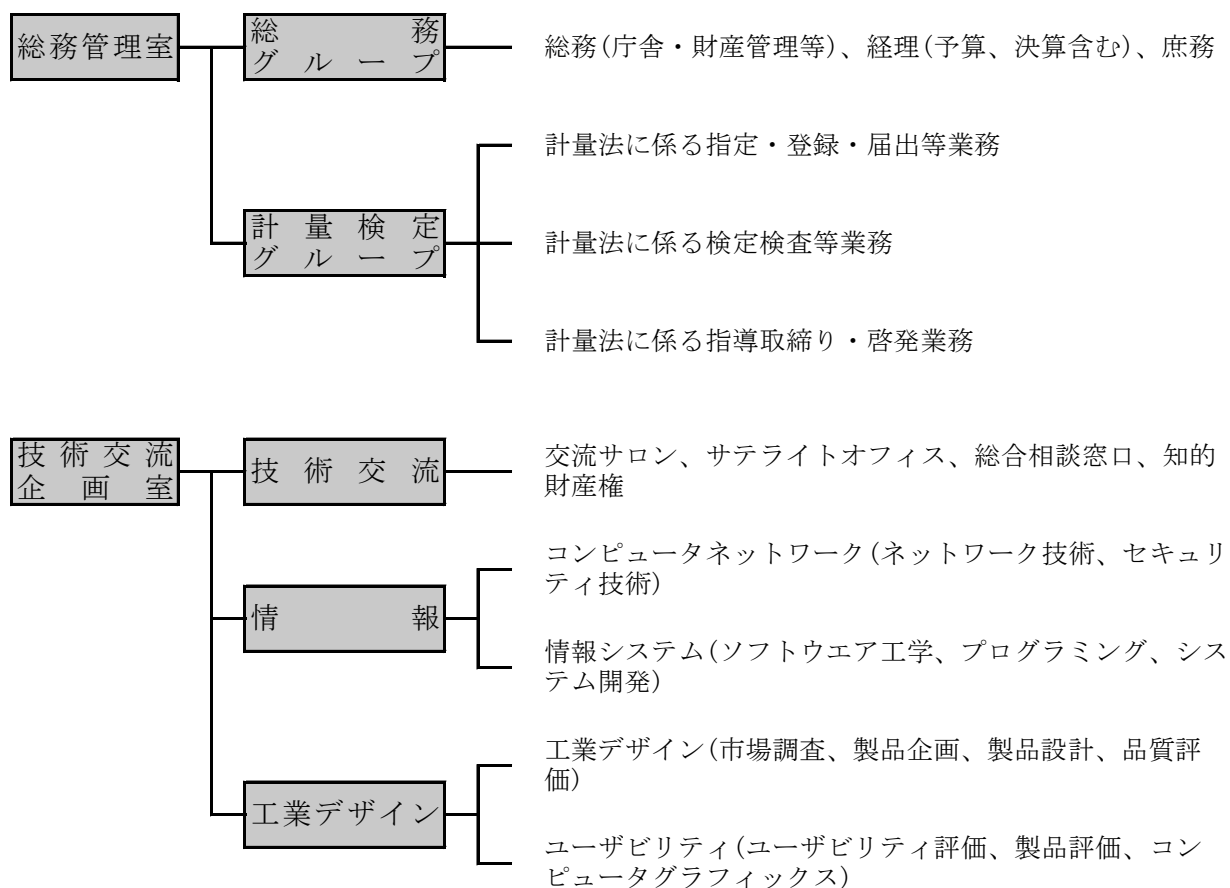


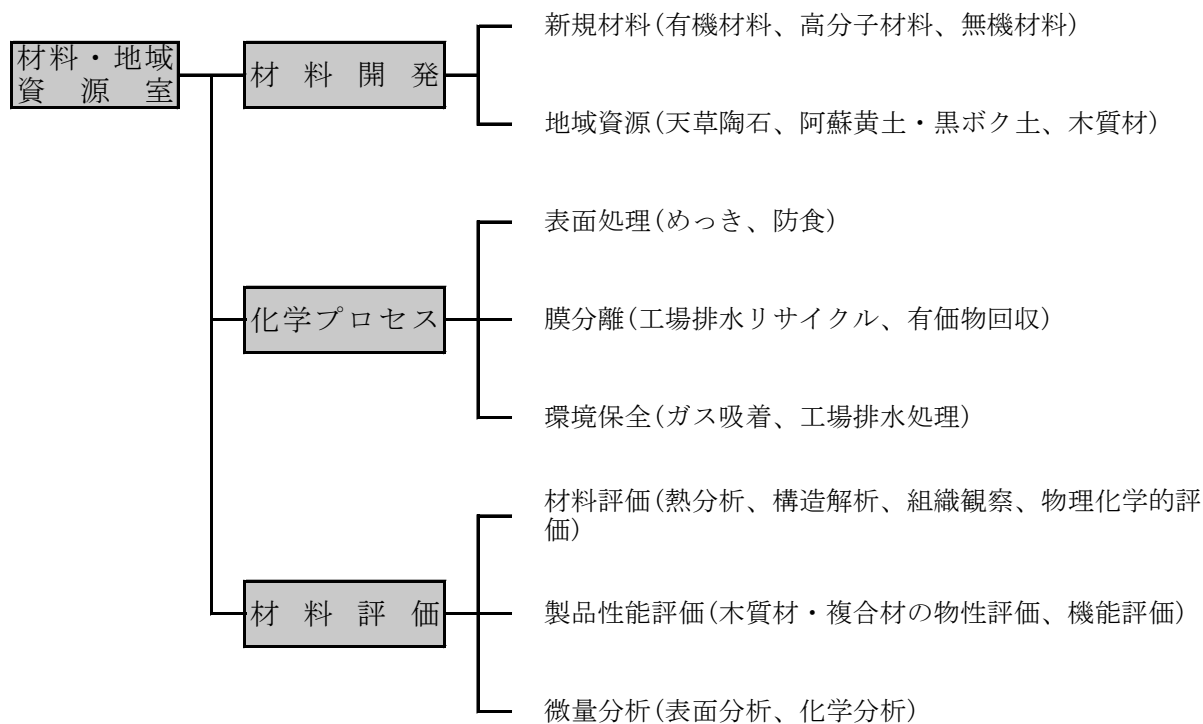
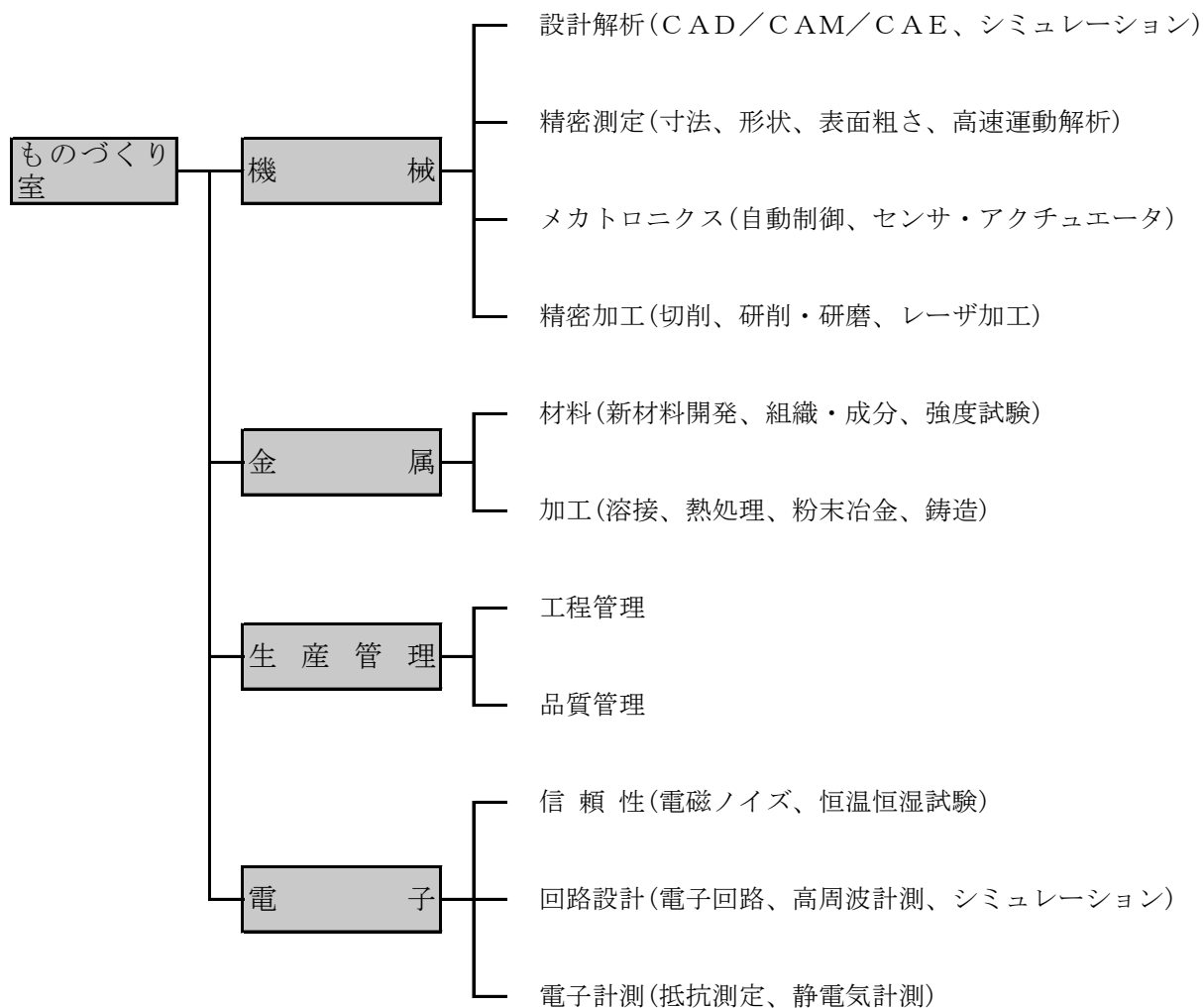
2 職員数の推移

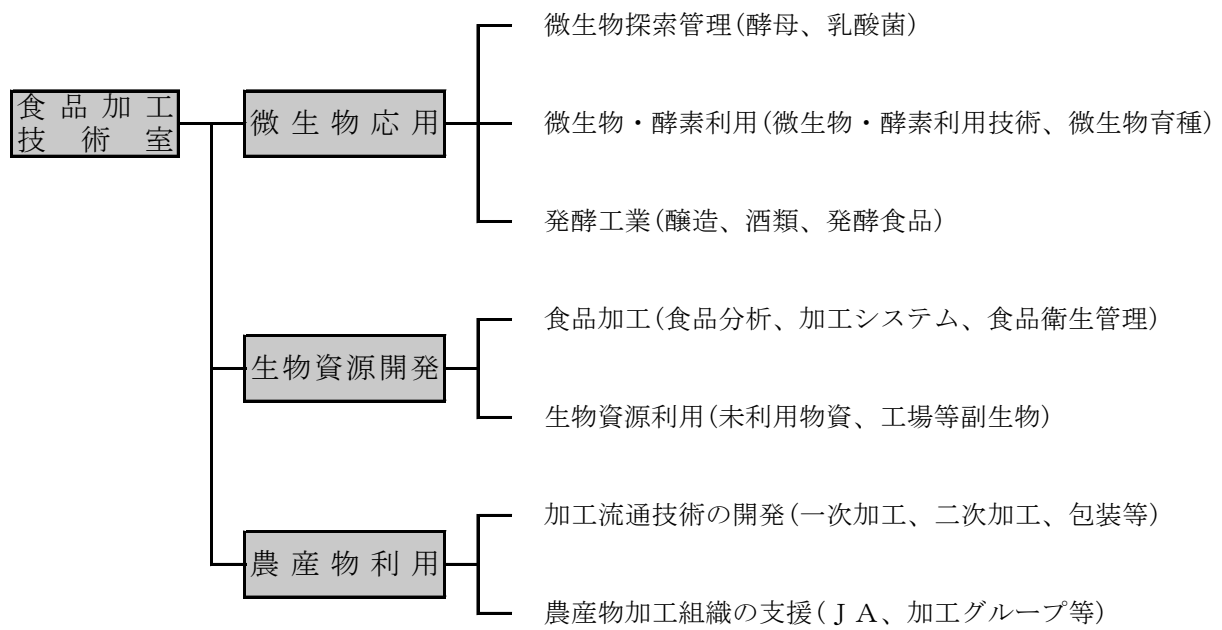
	H19.4.1	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
研究職	工業技術センター、食品加工研究所及び計量検定所統合	29	29	29	28	31	33	33	31
事務職		14	13	13	10	9	9	8	8
技術職		6	6	6	6	6	6	7	7
技能職		5	5	5	5	4	4	4	3
その他		1(嘱) 1(派)	3(嘱)	2(嘱)	2(嘱)	2(嘱)	2(嘱)	2(嘱)	2(嘱)
計		56	56	55	51	※52	※54	54	51

※本庁との兼務を除く

3 業務分担表







4 職員名簿

部署及び職名		氏 名	部署及び職名	氏 名
所 長		今村 徹	ものづくり室	研究主任 濱嶋 英樹
次 長(事) (兼総務管理室長)		園木 博昭		研究主任 百田 寛
次 長(技)		土村 将範		研究主任 松枝 寛
産業技術顧問		柏木 正弘		研 究 員 村井 満
総務管理室	(兼)室長	園木 博昭		研 究 員 山口 良一
	主 幹	増永 博和		技 師 齋藤 幸雄
	参 事	今村 哲也	材料・地域資源室	研究主幹 (兼室長) 永岡 昭二
	参 事	田尻 敬典		研究参事 中村 哲男
	参 事	藤川 浩治		研究参事 永田 正典
	主任主事	相良 八住司		研究主任 松尾 英信
	主 事	石坂 智美		研究主任 城崎 智洋
	主 事	坂田 一成		研究主任 堀川 真希
技術交流企画室	研究主幹 (兼室長)	林田 安生	食品加工技術室	研究主任 納寄 克也
	参 事	宮尾 哲也		研 究 員 大城 善郎
	参 事	富重 定三		主 幹 (兼室長) 大王 龍一
	研究参事	城戸 浩一		主 幹 園田 久美子
	研究参事	水上 浩之		研究参事 中川 優
	研究参事	佐藤 達哉		研究参事 山戸 陸也
	研究主任	石橋 伸介		参 事 池田 利之
	研究主任	重森 清史		研究主任 佐藤 崇雄
	研究主任	黒田 修平		研究主任 齋田 佳菜子
ものづくり室	研究主幹 (兼室長)	上村 誠		研究主任 田中 亮一
	研究参事	石松 賢治		研 究 員 藤野 加奈子
	研究参事	森山 芳生		技 師 松窪 恵
	研究主任	川村 浩二		技 師 福田 和光
	研究主任	甲斐 彰		技 師 荒木 眞代

5 予算状況

(単位：千円)

事業名		平成24年度 当初予算	平成25年度 当初予算	平成26年度 当初予算	左の財源内訳				
					一般 財源	使用料 手数料	財産 収入	寄付 金	県債
人件費		381,332	385,941	370,243	370,243				
政策方針事業	バイオ・食品研究開発事業	2,013	2,463	2,299	2,299	0	0	0	0
	機能性等に着目した製品開発支援事業	1,980	2,446	2,299	2,299				
	味噌酵母分譲事業	33	17	0					
	農産加工研究開発事業	4,700	3,500	2,567	2,567				
	ものづくり研究開発事業	2,977	3,005	3,305	3,305	0	0	0	0
	情報技術を活用した高度ものづくりに関する研究開発事業	2,977	0	0					
	エネルギー利用の高効率化のための表面形状付与に関する研究開発		3,005	3,305	3,305				
	材料・地域資源研究開発事業	2,000	2,000	2,440	2,440	0	0	0	0
	環境負荷低減型材料・プロセスの開発とその応用展開	2,000	2,000	2,440	2,440				
	技術交流研究開発事業	1,199	1,926	2,350	2,350	0	0	0	0
	技術連携促進によるものづくり高度化支援のための応用研究	1,199	1,926	2,350	2,350				
	新規外部資金活用事業	54,370	73,607	78,686	0	0	0	0	78,686
	国等の新規提案公募型事業	45,640	59,879	65,036					65,036
	カスタムメイド試験研究事業	6,130	11,128	11,150					11,150
	商品企画プロジェクト事業	2,600	2,600	2,500					2,500
	有機薄膜技術拠点形成事業	46,835	46,779	44,802	19,496				25,306
	若手研究者による熊本型イノベーション創出事業	-	23,444	23,466	23,466				
	フードバレー構想の推進支援に係る技術開発	-	-	5,340	5,340				
	先端的技術高度化研修事業	-	2,363	0					
	小計	114,094	159,087	165,255	61,263	0	0	0	103,992
投資事業	センター設備緊急修繕事業	3,000	2,850	3,060	3,060				
	一般支援事業（投資分）競輪補助事業	39,468	31,500	35,640	11,880				23,760
	産業技術センター試験研究備品導入事業	73,000	70,000	11,000	8,000		3,000		
	小計	115,468	104,350	49,700	22,940	0	0	3,000	23,760
部局別 予算 算	運営管理費	87,129	87,785	91,089	66,021	20,475	1,156		3,437
	技術指導育成事業	573	544	516	516				
	中核企業技術高度化支援事業	16,735	15,898	15,041	15,041				
	研修指導事業（食品加工室）	1,316	1,155	1,097	937	160			
	一般支援事業	14,096	12,729	11,634	10,104	775	15	0	740
	一般支援事業	13,893	12,547	11,461	10,011	775	15		660
	依頼試験事業（食品加工室）	203	182	173	93				80
	計量検定事業	28,402	27,412	27,306	20,252	7,054	0	0	0
	計量器検定事業	19,426	18,848	19,025	11,971	7,054			
	計量器定期検査事業	6,321	6,295	6,245	6,245				
	計量関係取締事業	1,061	1,002	792	792				
	計量関係指導育成事業	193	120	97	97				
	施設整備事業	1,401	1,147	1,147	1,147				
	産業技術センターポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業	-	3,478	18,697	18,697				
	小計	148,251	149,001	165,380	131,568	28,464	1,171	0	4,177
合 計		759,145	798,379	750,578	586,014	28,464	1,171	3,000	0

6 情報の発信

(1) 報告書等の発行・発信

- ・平成26年度事業計画書の発行（7月、250部）
- ・平成25年度業務報告書の発行（8月、250部）
- ・平成25年度研究報告の発信（10月、ホームページ掲載）

(2) 技術情報等の発信

- ・お知らせメール（メールマガジン）の発行（随時）

(3) ホームページ運営（更新と情報機能強化）

<http://www.iri.pref.kumamoto.jp/>

7 展示会等への出展

九州・沖縄 産業技術オープンデー（九州・沖縄地域公設試&産総研合同成果発表会）に参加。

第3 政策方針事業

1 技術交流研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
技術連携促進によるものづくり高度化支援のための応用研究 H24～H28	継続	異業種間連携や異なる技術分野を組み合わせた製品開発、さらには新商品を生み出すデザイン技術の向上のため、県内企業における「情報関連システム技術」や「商品企画デザイン能力」、「複数分野の技術連携による商品開発」の積極的な向上を図る。	◎総括 城戸浩一	2,350 (千円)
ユーザビリティに配慮した「情報の見える化」に関する研究開発 H24～H26	継続	ユーザビリティに配慮した「情報の見える化」を実現するために、①ユーザーとロケーションに合わせた情報抽出手法の開発②適切な情報を抽出、提供するシステム構築③様々なロケーションにおける情報発信、受信技術の開発を行う。	黒田修平 石橋伸介 佐藤崇雄	
デザイン活用事業「商品開発におけるデザイン試作・評価システムの構築」 H25～H27	継続	セミナーを通して、ユーザーを中心とした商品開発の重要性や「デザイン」の考え方の必要性、価値、さらには商品戦略の策定方法などを参加者に理解させるとともにデザイン技術の活用を促す。	佐藤達哉 石橋伸介 松尾英信 土村将範	
食品産業及び地域経済のグリーン成長に資する食品加工システムの開発 H26～H28	新規	未利用エネルギーを熱源に利用した高品質低コスト型食品乾燥装置の実現を目指し、シミュレーションや乾燥実験等により乾燥装置の構造や乾燥方法に関する基礎的な検討を行う。	中村哲男 森山芳生 福田和光 池田利之 佐藤達哉 黒田修平 土村将範 藤野加奈子 水上浩之	

2 ものづくり研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
エネルギー利用 の高効率化のため の表面形状付 与技術の開発 H25～H27	継 続	中小規模な流体エネルギーを効 率的に活用するための微細表面形 状の最適化を図る。	◎総括 上村誠	3,305 (千円)
微細形状にお ける流体现象 の数値解析 H25～H27	継 続	微細形状における流れの現象を 数値解析によって再現し、表面性 状が流れに及ぼす影響を把握す る。これらの解析方法を応用し、 機能性材料の開発や水車等におけ る表面性状の最適化を図る。	森山芳生 濱嶋英樹	
省エネルギー のための形状 加工技術の開 発 H25～H27	継 続	流体に対して摩擦抵抗を最適化 するための微細形状加工及び測定 技術の確立並びに水車翼等への応 用が期待される機能性材料（チタ ン、CFRP 等）の加工技術の確立 を目指す。	川村浩二 村井満 百田寛	

3 材料・地域資源研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
環境・エネルギー革新分野への波及を指向した材料・プロセス開発 H26～H28	新規	代替レアメタル、水のリサイクル、地域の森林・地下資源の活用は、環境に負荷をかけない技術として、極めて重要であり、これらの新たな全国展開、世界市場への拡大に繋がる環境・エネルギー革新分野への波及を指向した材料・プロセス開発を行う。	◎総括 永岡昭二	2,440 (千円)
メンブレンバイオリアクターによる排水処理システムの応用展開 H26～H28	新規	現在、廃水処理に最も普及された技術として活性汚泥法があるが、膨大な設置面積を必要とすることや未知微生物の制御が困難であるなどの問題がある。分離膜と融合することにより、コンパクト化されるメンブレンフィルター(MBR)の普及が進んでいるが、微生物との適正は明確化されていない。油分解中核微生物同定法を確立し、有機系含油廃水を対象としたMBRのシステム化を行う。	納寄克也 田中亮一 永岡昭二	
微粒子によるエレクトロニクス周辺材料技術の開発と展開 H26～H28	新規	有機エレクトロニクスを取り巻く周辺技術として、いろいろな部材があるが、すべて、莫大に市場を有している。電池やOLEDなどデバイスを形作る上で、必要な部材に、基板、放熱材料、導電性材料、封止材があり、現状では、満足できない。そこで、これらデバイス周辺技術の基盤をつくる。	城崎智洋 堀川真希 永田正典 永岡昭二 大城善郎	
木質、鉱物地域資源の用途拡大の探索研究 H26～H28	新規	地域資源において実践的な試作評価、システム化が課題である。 ・天草陶磁器作成に係る基礎技術の確立を目的とし、天草陶石に含まれている粘土鉱物の採取技術の開発を実施する。 ・緑化機能を有する木質・コンクリート複合材からの高機能性藻礁等の開発を目的とし、木毛セメント・溶接スラグ配合コンクリート二次製品の試作を実施する。	中村哲男 松尾英信 大城善郎 永田正典	

4 バイオ・食品研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
食品の高付加価値化と機能性素材の活用に関する研究 H26～H28	新規	大学等の関係機関と連携し、県内食品製造企業の加工食品の高付加価値化の促進や、機能性素材を活用した商品開発を支援する。 (協力機関：熊本大学薬学部、熊本学園大学産業経営研究所)	◎総括 大王龍一	2,299 (千円)
微生物を活用した常圧蒸留酒類製品の品質向上の研究 H26～H28	新規	品質の向上した常圧蒸留焼酎を開発するため、米の成分由来の香りを高める微生物を開発する。	田中亮一 荒木眞代 中川優	
バイオマテリアルを利用した機能性微粒子の連携研究 H26～H28	新規	無尽蔵のバイオマテリアルであるキトサンを原料とする口腔ケア製品での虫歯や歯周病の予防を目指し、抗菌性、保湿性、酵素の影響等を評価する。	齋田佳菜子 佐藤崇雄 荒木眞代 堀川真希 永岡昭二	
微量含有成分の評価技術の構築に関する研究 H26～H28	新規	含有成分の高圧溶媒抽出法の確立、並びに微量元素分析におけるマイクロ波分解条件の検討、及びオメガ3やトランス脂肪酸分析時の酸化による定量値への影響に関する検討と、海外輸出時に必要な評価方法の確立を行う。	藤野加奈子 佐藤崇雄 齋田佳菜子 山戸陸也 荒木眞代	

5 農産加工研究開発事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
地域資源を活用した食品加工技術の高度化 H26～H28	新規	安全・安心な県産農産物で作った健康的な食品を求める消費者ニーズという視点を踏まえて、県産農産物や県産加工食品のブランド化・差別化のための技術開発を行う。	◎総括 大王龍一	2,567 (千円)
県産食品における抗酸化能の数値化に関する研究 H26～H28	新規	親油性抗酸化成分の抗酸化力を測定するL-ORAC法(所定法)を修得して、県農業研究センター等と連携し、県産農産物の抗酸化能を測定しデータの集積を行うとともに、農産物の抗酸化能を活かした加工技術及び商品開発を支援する。	山戸陸也 水上浩之 藤野加奈子 園田久美子 池田利之	

6 農産加工研修指導事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
加工技術向上事業	継続	県内ニーズに対応した技術支援を図り、生産、加工、流通の一本化による付加価値の高い商品を開発する。 ① 農業団体や企業、農産加工組織等を対象に技術研修会を開催する。 ② 加工食品の開発や改良を目的とした試作や技術研修を実施する。 ③ 地域の要請に対応した現地指導・現地研修を行う。	園田久美子 福田和光 松窪恵	1,097 (千円)
農商工連携推進事業	継続	県内農業者や農産加工グループ等と食品産業との連携が円滑に行えるよう農商工連携推進事業を行う。 ① 農商工連携推進交流会の開催（くまもと食品科学研究会との共同開催） ② 連携活動による県産農作物活用の新製品開発支援の実施 ③ 工連携支援に役立つ調査を実施	園田久美子 池田利之 福田和光 松窪恵	

7 新規外部資金活用事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
国等の提案公募型事業	継続	地域企業の新技術・新製品開発を支援するために、国等の研究資金の獲得を目指す。 ① 日本学術振興会科学研究費補助金 ② 戦略的情報通信研究開発推進制度 ③ その他の国の競争的研究資金制度	各室担当者	59,879 (千円)
カスタムメイド試験研究事業	継続	個々の企業に合わせた研究開発や測定・分析などの要望に対応するため、企業から必要経費及び技術ノウハウ料を受け入れて試験研究を実施する。 以下に掲げる項目のいずれかに該当し、かつ、センターの業務遂行上支障がないと認められる場合に受け入れる。 ① 熊本県内に事業所を有する企業者及びこれらで組織される団体の製品及び製造工程の開発・改良等に寄与するもの ② 県の産業振興に寄与するもの	各室担当者	11,128 (千円)
シーズ創造プログラム事業	継続	永続的な“売れるものづくり”を実践するため、研究員の将来的な技術資産等（シーズ）蓄積を図る。	各室担当者	2,600 (千円)

8 フードバレー構想の推進支援に係る技術開発

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
フードバレー構想の推進支援に係る技術開発 H26～H27	新規	農産物等加工性や食品の保存性等についての他地域との差別化を図るため、センターの最新技術を結集し、高付加価値化につながる要素技術を開発することにより、フードバレー構想を推進する。	◎総括 林田安生	5,340 (千円)
食品産業支援に係る技術開発 H26～H27	新規	農産品加工により高付加価値化が見込まれる食品の製造に係る要素技術を開発し、事業化に取り組む企業を支援 【技術開発のテーマ】 ・2週間程度変色しないカットレタス等技術の開発 ・血圧低下作用や整腸作用を有したサトウキビ発酵シロップの開発 ・抗酸化性が高いトマト粉末の開発 等	水上浩之 林田安生 大王龍一 山戸陸也 園田久美子 佐藤崇雄 福田和光	
食品周辺産業支援に係る技術開発 H26～H27	新規	農産品加工を通じて高付加価値化が見込まれる食品周辺産業の製造に係る要素技術を開発し、事業化に取り組む企業を支援 【技術開発のテーマ】 ・異物がほとんど混入していないシラスや海藻製品等の製造技術の開発 ・絹の特徴を活かした高級感のある人工ベッコウ等の製造技術 ・ダイオキシン発生や重金属の残存がない食品保存ラップ等の製造技術の開発 等	上村誠 永岡昭二 大王龍一	

9 若手研究者による熊本型イノベーション創出事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
若手研究者による 熊本型イノベーション創出事業 H25～H27	継 続	若手研究員3名を採用し、産業技術センターに設置した試験研究機器を活用しつつ、地域企業や大学と連携して、エレクトロニクスを取り巻く、周辺技術の開発を推進する。	上村誠 永岡昭二	23,466 (千円)
若手研究者による 熊本型イノベーション創出事業 H25～H27	継 続	産業技術センターに設置した試験研究機器を活用し、産学連携により、太陽電池の変換効率向上のための光封じ込め材料、放熱効率を向上できる放熱材料、精密研磨材といった、エレクトロニクスを取り巻く、周辺材料・プロセスの開発を推進する。	上村誠 永岡昭二	

10 有機薄膜技術拠点形成事業

事業名	新・継	事業概要	担当者	予算額
有機薄膜技術拠点形成事業 H21～H27	継 続	次世代太陽電池である有機系太陽電池や有機EL照明等に共通して必要となる有機薄膜の材料及び製造装置・評価装置産業等を、半導体・自動車に次ぐ地域の新たなリーディング産業に育成することを目的に、地域企業の参入促進に向けた拠点を形成し、実用化研究等の取り組みを推進する。	上村誠 永岡昭二 宮尾哲也	44,802 (千円)
有機薄膜イノベーション強化事業 H21～H27	継 続	国等の助成金の獲得を視野に入れながら、有機エレクトロニクスに係る低コスト化及び高機能化を目的に、地域企業、大学等と連携して、実用化のための研究を実施する。	永岡昭二	
有機薄膜技術拠点形成推進事業 H21～H27	継 続	事業運営委員会及び経営企画委員会による事業計画策定や事業進捗管理、拠点形成に向けた研究・実用化・教育・拠点強化・広報等に関するプロジェクトを推進する。 また、会員制協議会におけるワーキンググループ活動に繋げる有機ELデバイスの試作や性能評価等に積極的に取り組み、当該産業分野への地域企業参入を更に促進する。	宮尾哲也	

第4 一般支援事業等

1 一般支援事業

(1) 技術課題等の解決のため、技術相談・技術指導を行います。

(2) 当センターが保有する設備機器の開放を行います。

設備機器の一部を以下のとおり紹介しますが、その他の設備機器及び使用料等詳細については、当センターホームページをご覧ください。

① 機械加工実験室など（精密機械分館、電子機械分館）

- ・ マイクロサーボ環境試験機（温度制御環境下で精密繰返し負荷試験）
- ・ オートグラフ（従来機の2倍負荷容量25ton機に更新）
- ・ ノイズシミュレータ（各種電磁ノイズに対する耐性を評価可能）
- ・ スペクトラムアナライザ（リアルタイム測定に対応し更新）
- ・ 超高速ビデオ撮影装置（高速運動の観察・解析）
- ・ X線CT検査装置（非破壊で内部欠陥検査や簡易寸法計測が可能）
- ・ 電子線マイクロアナライザー（E P M A）（精密機械部品や半導体回路の表面の元素を検出する装置）
- ・ レーザ顕微鏡（三次元の表面形状を観察する装置）
- ・ EMI 計測システム（電子機器から発生する電磁ノイズを測定するシステム）
- ・ 恒温恒湿器（温・湿度に関する耐環境試験）
- ・ CAD/CAM/CAE システム（コンピュータ支援による設計、加工システム）
- ・ T D R オシロスコープ（電気信号伝送性能を測定する装置）
- ・ 硬さ標準システム（ビッカース硬度測定の範疇で自動マッピング測定を可能）

② 食品機器分析室など（食品加工分館及び本館）

- ・ ガスクロマトグラフ質量分析計（未知物資の質量測定）
- ・ 液体クロマトグラフ質量分析計（成分の精密質量の測定及び成分の定性、定量を行う装置）
- ・ 紫外可視分光光度計（物質の濃度などの定量分析）
- ・ 顕微鏡システム（微生物や食品中の異物等の観察）
- ・ 振とう培養機（酵母など微生物の培養）

③ 金属材料試験室・耐環境試験室など（精密機械分館、電子機械分館、本館）

- ・ E D S 付走査型電子顕微鏡（材料や部品等の微細構造観察と組成分析）

- ・ 耐候性試験装置（材料や製品等への紫外線照射による材料評価）
- ・ 塩水噴霧装置（製品・部品等への塩水噴霧による耐食性評価）
- ・ 蛍光X線分析装置（製品・部品、不純物等の非破壊化学分析）
- ・ ICP発光分光分析装置（溶存金属の定量分析）
- ・ ガスクロマトグラフ（FID検出のみ）
- ・ 接触角計（材料表面のぬれ性評価）
- ・ 粒子物性評価装置（ゼータ電位、粒子径測定）

④ 食品加工試作実験室（食品加工分館）

- ・ 製麺機（地粉や地元農産物をつかった麺製造）
- ・ 真空凍結乾燥機（野菜や果物など復元性を目的とする乾燥）
- ・ 超微粒粉碎器（食品やその原料の粉碎）
- ・ 果汁飲料製造装置（果汁飲料、ドレッシング、ソース等を容器に定量充填する装置）
- ・ 食品用高圧殺菌機（食品の加圧加熱殺菌）
- ・ 減圧加熱煮練機（減圧下で濃縮した高品質ジャム・エキス等の製造）
- ・ CAS機能付急速冷凍庫（冷凍時に細胞破壊することなく冷凍）

（３）依頼試験・分析等を行います。

ご希望の方は、事前に分析内容等について当センターにお尋ね下さい。
手数料については、当センターホームページをご覧ください。

研究室名	項目	内 容
ものづくり室	機械試験	金属・機械材料強度試験
	金属試験	非破壊検査、溶接曲げ、マクロ試験、金属組織、金属分析
	形状測定	三次元形状測定、平面度測定、真円度測定、表面粗さ測定、レーザ顕微鏡（表面観察、非接触表面粗さ測定）等
	抵抗試験	絶縁抵抗試験、体積抵抗率試験、表面抵抗率試験
材料・地域資源室	物性分析	有機材料、高分子材料、無機材料、鉱物
	表面分析	無機材料、有機材料、高分子材料
	材料試験	木、竹、ポリマー製品
食品加工技術室	食品試験	食品成分分析、微生物・酵素試験、食品化学・物理試験

- (4) 企業の技術者や研究者、高専生、大学学部生、大学院生等を一定期間受け入れ、技術者養成を行います。
- (5) 企業技術者の専門的知識の向上・改善を図るため、技術普及講習会や研修会を開催します。(別表1を参照)
- (6) 新技術・新製品開発のため、研究会活動を行います。(別表2を参照)
- (7) 熊本県みそ醤油工業協同組合から委託を受けて、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく醤油の格付検査を実施します。(しゅうゆ農林規格格付け事業)

2 産学官地域技術連携推進事業

県内産学官の研究者、技術者、学生等が一堂に会し、県内の産業振興、新技術・新製品開発等に関する取組みや事例の紹介、意見交換等をとおして、相互の技術的、人的交流を深め、県内企業における開発力の向上や新技術導入の促進、及び県内の産業発展にかかわる人材の接点の確保を図ることを目的に「熊本県産学官技術交流会」を平成27年1月頃開催します。

主な内容は以下のとおりです。

- (1) 参加者自らが重要と思うテーマに関するセッションを持ち込むオーガナイズドセッション形式で行います。
- (2) 口頭発表、パネルディスカッション、ポスター発表など産学官交流に寄与するセッションを募集して行います。

【主催団体】

- 熊本県産業技術センター
- 一般財団法人熊本県工業連合会
- バイオテクノロジー研究推進会
- 熊本県産業技術振興協会
- 公益財団法人くまもと産業支援財団
- くまもと技術革新・融合研究会 (RIST)

3 中核企業技術高度化支援事業

当センターが構築したコンピュータネットワークシステムを利用して、中核企業・進出企業等の発展を積極的に支援します。

4 計量検定事業

- (1) 計量関係の登録・届出の受付や指定等を行います。
- (2) 計量器の検定・検査

- ① 検定検査の基準となる分銅等の基準器検査を実施します。
 - ② タクシーメーター、自動車等給油メーター等の検定を実施します。
 - ③ はかり等の定期検査を実施します(指定定期検査機関へ委任)。
- (3) 取引や証明での適正な計量を確保するために、商品量目検査、特定計量器立入検査、事業所等立入検査などの指導取締りを行います。
- (4) 計量制度の普及啓発のため、計量教室等を開催します。

(別表 1)

技術普及講習会・研修会実施計画

部門	講習会・研修会等の名称	開催回数	予定年月	備 考
技術交流企画室	技術普及講習会（情報技術）	2	H26. 7 H27. 2	熊本県産業技術振興協会ものづくり専門部会及び RIST と共催
	技術普及講習会（産業デザイン）	5	H26. 4 ～ H26. 9	熊本県産業技術振興協会ものづくり専門部会と共催
ものづくり室	電磁環境研究会	4	H26. 6 8 10 12	熊本県産業技術振興協会ものづくり専門部会及び RIST と共催
	技術普及講習会 (CAD/CAM/CAE)	3	H26. 6 8 10	熊本県産業技術振興協会ものづくり専門部会及び RIST と共催
	技術普及講習会(精密計測)	1	H27. 2	熊本県産業技術振興協会ものづくり専門部会と共催
	技術普及講習会(切削加工)	1	H26. 11	熊本県産業技術振興協会ものづくり専門部会と共催
材料・地域資源室	技術講演会	1	H26. 5	熊本県産業技術振興協会材料・地域資源専門部会と共催
	無機材料に関する講演会	1	H26. 7	熊本県産業技術振興協会材料・地域資源専門部会と共催
	有機材料に関する講演会	1	H26. 9	熊本県産業技術振興協会材料・地域資源専門部会と共催
	分析技術に関する講演会	1	H26. 11	熊本県産業技術振興協会材料・地域資源専門部会と共催
	PHOENICS 第 5 回国際シンポジウム	1	H27. 3	熊本県産業支援課と共催 くまもと有機薄膜技術高度化支援センターと共催 熊本県産業技術振興協会材料・地域資源専門部会と共催

部門	講習会・研修会等の名称	開催 回数	予定 年月	備 考
食 品 加 工 技 術 室	食品分析技術講習会	1	H26. 6	熊本県産業技術振興協会食品加工専門部会と共催
	機能性食品技術講習会	1	H26. 11	熊本県産業技術振興協会食品加工専門部会等と共催
	食品加工技術研修会	3	H26. 6 ~H27. 3	
	農商工連携推進交流会	2	H26. 7 H26. 11	くまもと食品科学研究会等との共催
	食品加工講演会	1	H27. 1	熊本県産業技術振興協会食品加工専門部会等と共催

※ 具体的な日程は、当センターホームページで確認してください。

(別表 2)

研 究 会 一 覧

研究会名 及び 事務局	目 的	構 成	事 業 計 画
多機能素材研究会 【材料・地域資源室】	企業ごとに生じた問題点を異業種の技術を持ち寄ることで解決を図ると同時に機能性材料・素材の開発を行う。	・ 企業 6 ・ 大学 1 ・ 公設試 2	① 共同研究開発の実施 ② 関連企業の見学会 ③ 河川設置における性能評価 ④ 人工水路における性能評価 ⑤ 技術課題の検討
くまもと有機排水処理技術研究会 【材料・地域資源室】	有機排水処理全般についての研究推進と技術の向上を図る	・ 企業 7 ・ 公設試 1 ・ 独立行政法人 1	① 先端技術勉強会、先進地視察、研究発表会の開催 ② 研究論文、技術情報など各種技術資料の収集・配布および会員への必要事項の連絡等 ③ 異分野技術者との交流、関連学会・協会および研究会との連携活動 ④ 調査・研究、企画・立案、プロジェクト提案等 ⑤ その他、研究会の目的を達成するために必要な事業

研究会名 及び 事務局	目 的	構 成	事 業 計 画
有機薄膜研究会 【ものづくり室及び 材料・地域資源室】	有機太陽電池など次世代エレクトロニクス関連技術基盤となる有機薄膜について技術体系を習得するとともに、企業や技術者間の交流を構築する。	・ 大学、企業、官公庁 オープン	① 講演会等実施(3回)
くまもと食品科学研究会 【食品加工技術室及び(株)熊本製粉】	県内の食に関わる技術者及び研究者の情報交換や技術向上を図る。	・ 農業団体 10 ・ 企業 51 ・ 高校、大学、官公庁、公設研究機関等の食に関わる技術者・研究者 43 ・ その他団体 3	① 研究会の開催(7月、11月) ② 表彰事業(11月) ③ 広報誌発刊(2回)

第5 試験研究機器導入計画

県内中小企業等に対する技術指導や依頼試験等に必要となる試験研究機器について、以下の事業を活用して導入する予定です。

1 (財) J K A補助事業

(H26 年度に導入予定の機器)

名 称	機 器 の 概 要
CNC 旋盤	コンピュータ制御による円筒形状の加工を行うための工作機械です。円弧や直線を組み合わせることで、複雑な形状の加工を行えます。

2 産業技術センター試験研究備品導入事業

(H26～H30 年度の5 年間に導入予定の機器)

名 称	機 器 の 概 要
騒音計	音の強さ等を測定する機器です。騒音の原因特定や対策等のために用います。
ラピッド・ビスコ・アナライザー	デンプンの糊化特性を測定する分析機器です。小麦粉や米粉などの品質や加工特性を調べるために用います。
アミノ酸分析装置	食品中の各アミノ酸量を測定する分析機器です。アミノ酸組成の評価や遊離アミノ酸の定性及び定量分析のために用います。
微量アルコール分析装置	試料中のアルコール分を抽出して測定する機器です。酒類のアルコール濃度測定、食品添加剤及び食品に含まれる微量アルコール濃度測定のために用います。
温風乾燥機	温湿度を正確に制御し乾燥するため機器です。食品の乾燥品試作等のために用います。
燃焼式窒素・タンパク質分析装置	試料を燃焼して窒素含量を測定する分析機器です。食品に含まれるタンパク質を分析するために用います。
切削動力測定システム	切削加工時の切削抵抗の測定のために用います。

第6 関連団体の事業

1 熊本県産業技術振興協会

1 目的

本県産業の進歩発展を図るため、熊本県産業技術センターに協力し、産業技術の向上と合理化を図り、会員相互の親睦を深めていきます。

2 事業計画の概要

- ①熊本県産学官技術交流会を熊本県等と共催
- ②刊行物を会員企業に配布（研究報告、技術情報誌等）
- ③専門部会による技術普及講習会等の開催
- ④熊本県収入証紙の売り捌き

3 事務局

熊本県産業技術センター 本館 1 階総合執務室内

電話(代表) 096-368-2101(内線 259)

FAX 096-369-1938

E-mail kawabe@kumamoto-iri.jp

2 公益財団法人 くまもと産業支援財団 (有機薄膜技術イノベーション推進室)

1 目的

地域企業の有機エレクトロニクス分野への新規参入と企業誘致を促進し、半導体、自動車産業に次ぐ地域の次世代リーディング産業を育成するため、産学官で有機薄膜技術分野の研究開発、実用化、事業化の促進、人材育成及び広域連携体制の強化に取り組み、持続的・発展的な地域イノベーションを実現する仕組みを構築します。

2 事業計画の概要

地域イノベーション戦略支援プログラムの推進

- ①地域の戦略実現のための人材育成プログラムの開発・実施
- ②大学等の地のネットワークの構築 等

3 事務局

有機薄膜イノベーション推進室

熊本県産業技術センター 本館 1 階総合執務室内
 電話(代表) 096-368-2101(内線 191) (直通) 096-368-7444
 FAX 096-369-1938
 E-mail yuuki-info@kumamoto-phoenics.jp

3 一般社団法人 熊本県溶接協会

1 目的

県内関係業界と地元大学及び熊本県産業技術センターの相互連携のもと、県内企業の溶接に関する技術、技能の向上及び普及を図ります。

2 事業計画の概要

①溶接技能者評価試験の実施

予備講習会 (年月日)	学科及び実技試験日	場 所
第1回 平成26年5月11日(日)	5月17日(土)、18日(日) 24日(土)(予備日)	熊本県産業技術センター
第2回 平成26年8月17日(日)	8月23日(土)、24日(日) 30日(土)(予備日)	〃
第3回 平成26年12月14日(日)	12月20日(土)、21日(日) 27日(土)(予備日)	〃

②溶接技術競技大会・表彰式の開催及び参加

名 称	開催年月日	場 所
第48回熊本県溶接技術競技大会	平成26年 9月27日(土)	熊本県産業技術センター
同上表彰式	平成26年 12月5日(金)	熊本県産業技術センター
第45回九州・沖縄地区溶接技術競技会	平成26年 6月1日(日)	九州検定試験場
第60回全国溶接技術競技会	平成26年10月18日(土) 〃 19日(日)	開会式:秋田キャスルホテル (秋田市) 競技会:ポリテクセンター秋田

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館 1 階事務室内

電話(直通) 096-369-5519

FAX 096-369-5724

E-mail yokyo-s@kumamoto.iri.jp

4 熊本県ものづくり工業会

1 目的

「ものづくり」の基盤をなす事業団体として、その「ものづくり」の進捗発展のため、産学官の相互連携による生産技術、経営の向上と合理化を図ります。

2 事業計画の概要

- ①総 会 平成26年5月16日(金) KKRホテル熊本
- ②理事会 6回/年
- ③ネットワークサーバ研究会
- ④射出成形講習会・1級(7月:熊本県立技術短期大学校)
2級(5月:熊本県産業技術センター)
- ⑤ 先進地見学会 (12月予定)
- ⑥ 工業高校生徒研究発表会
- ⑦ 技術短期大学校施設見学・学生面談会
- ⑧ 新春講演会(1月予定)
- ⑨ 分科会(6回/年)

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館1階事務室内

電話(直通) 096-365-3938

FAX 096-365-3938

E-mail monodukuri@jqkk.jp

5 一般社団法人 熊本県計量協会

1 目的

本県の計量に関する知識の普及・啓発、計量に関する調査・研究及び計量法に基づく検査事業等を行うことにより、計量に関する知識及び技術の向上並びに計量管理の推進を図り、もって県民の経済発展及び文化の向上に寄与することを目的としています。

2 事業計画の概要

- ①計量に関する知識の普及・啓発
- ②計量に関する調査・研究
- ③計量に関する情報の収集及び提供
- ④計量に関する講演会、講習会の開催
- ⑤計量関係功労者等の表彰
- ⑥関係行政機関及び関係団体との協調・連携
- ⑦計量器代検査に関する事業
- ⑧指定定期検査機関に関する事業
- ⑨指定計量証明検査機関に関する事業
- ⑩計量器検定業務事業
- ⑪熊本県収入証紙の売り捌き
- ⑫その他目的を達成するために必要な事業

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館 1 階事務室内

電話（直通） 096-367-7816

FAX 096-367-7816

E-mail kuma-keikyou@feel.ocn.ne.jp

6 一般社団法人 熊本県工業連合会

1 目的

- ①熊本県内誘致企業と地場企業との生産連携強化
- ②大学や行政機関とのネットワーク形成
- ③既存団体間の連携強化

2 事業計画の概要

- ①半導体関連・自動車関連等のビジネス部会や研究会の運営によるビジネスチャンスの創出
- ②各種展示会への出展支援をはじめ、販路拡大のための総合支援
- ③トップマネジメントセミナーや中堅社員研修等の人材育成
- ④大学や高等専門脱稿との包括連携に基づくビジネス機会の創出
- ⑤熊本県知事、及び熊本市長への政策提言
- ⑥工業大賞の顕彰

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館 3 階

電話（直通） 096-285-8131

FAX 096-214-2030

E-mail kenkoren@kenkoren.gr.jp

7 熊本県発明協会

1 目的

発明の奨励・産業財産制度の普及等の事業を推進し、地域の活力・技術開発を支援します。

2 事業計画の概要

- ①九州地方発明表彰事業
- ②熊本県発明工夫展開催事業
- ③全日本学生児童発明くふう展への出展
- ④未来の科学の絵画展への出展
- ⑤全国発明表彰への推薦
- ⑥荒尾少年少女発明クラブへの事業協力
- ⑦特許流通・オープンイノベーション推進の支援

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館 3 階

電話(代表) 096-368-2101(内線 268) (直通)096-360-3291

FAX 096-360-3291

E-mail jiii-43@gaea.ocn.ne.jp

8 知財総合支援窓口 パテント・エントランス熊本

(一般社団法人 熊本県工業連合会)

1 目的

(社) 熊本県工業連合会が九州経済産業局からの委託を受けて知財総合支援窓口(パテント・エントランス熊本)を設置し、熊本県産業技術センター等において、産業財産権全般に関する相談などを随時受け付け、産業財産権情報の有効活用による県内企業の新たな製品・技術の開発や新規事業への展開を支援します。

2 事業計画の概要

- ①知財トータルサポーターによる産業財産権全般に関する相談
- ②弁理士による窓口相談

③弁理士等の知財専門家の派遣

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館 3 階

電話(直通) 096-285-8840

FAX 096-285-8841

9 一般社団法人 熊本県情報サービス産業協会

1 目的

県下の情報サービス産業が抱える共通課題を解決すべく結束し、産学官の連携を図りつつ、高度情報化社会のリーダーとして地域社会に貢献します。

2 事業計画の概要

① I T ビジネス委員会および研究会部会によるビジネスの創出

②各種セミナーによる技術支援及び啓発

③産学官連携によるビジネスモデルの創出

④各種 I T 展示会への出展支援

⑤熊本県知事および熊本市長への施策提言

3 事務局

熊本県産業技術センター 電子機械分館 3 階

電話(直通) 096-285-8131

FAX 096-214-2030

E-mail kenkoren@kenkoren.gr.jp

○熊本県産業技術センター条例〔産業支援課〕

(昭和 27 年 6 月 14 日条例第 42 号)

改正昭和 60 年 3 月 22 日条例第 7 号 平成元年 3 月 25 日条例第 26 号

平成 4 年 3 月 22 日条例第 30 号 平成 7 年 3 月 16 日条例第 24 号

平成 9 年 3 月 25 日条例第 8 号 平成 10 年 3 月 25 日条例第 10 号

平成 12 年 3 月 23 日条例第 9 号 平成 13 年 3 月 23 日条例第 16 号

平成 19 年 3 月 16 日条例第 22 号平成 23 年 3 月 23 日条例第 20 号

平成 25 年 3 月 28 日条例第 24 号平成 26 年 3 月 24 日条例第 29 号

〔熊本県工業試験場設置条例〕を公布する。

熊本県産業技術センター条例

(設置の目的)

第 1 条 産業技術及び農林水産物の加工に関する研究開発、指導及び支援並びに適正な計量の実施の確保を行い、もって県内産業の振興を図るため、熊本県産業技術センター(以下「センター」という。)を置く。

2 センターの事務を分掌させるため、センターに支所を置くことができる。

(位置)

第 2 条 センターは、熊本市に置く。

(組織)

第 3 条 センターに所長及び必要な職員を置く。

(所長)

第 4 条 所長は、知事の命を受け、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(使用料)

第 5 条 センターの設備を利用しようとする者は、その都度使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料の額は、別表に定める額に 100 分の 108 を乗じて得た額(その額に、5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。)とする。

3 既納の使用料は、返還しない。

(使用料の減免)

第 6 条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(雑則)

第 7 条 この条例に定めのあるものを除くほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 60 年 3 月 22 日条例第 7 号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

(熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 2 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年熊本県条例第35号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(熊本県工業試験場使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

- 3 熊本県工業試験場使用料及び手数料徴収条例(昭和38年熊本県条例第16号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成元年3月25日条例第26号)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行し、改正後の熊本県工業技術センター条例の規定は、同日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 2 熊本県工業技術センター使用料及び手数料徴収条例(昭和38年熊本県条例第16号)は、廃止する。

附 則(平成4年3月22日条例第30号)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の熊本県工業技術センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は依頼に係る使用料又は手数料について適用し、同日前の使用又は依頼に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成7年3月16日条例第24号)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は依頼に係る使用料又は手数料について適用し、同日前の使用又は依頼に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月25日条例第8号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。(後略)
- 3 この条例による改正後の熊本県工業技術センター条例(中略)の使用料に関する規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月25日条例第10号)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は依頼に係る使用料又は手数料について適用し、同日前の使用又は依頼に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月23日条例第9号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月23日条例第16号)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 3 月 16 日条例第 22 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
(熊本県食品加工研究所条例の廃止)
- 2 熊本県食品加工研究所条例(昭和 63 年熊本県条例第 31 号)は、廃止する。
(熊本県収入証紙条例の一部改正)
- 3 熊本県収入証紙条例(昭和 39 年熊本県条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成 23 年 3 月 23 日条例第 20 号)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 3 月 28 日条例第 24 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 24 日条例第 29 号)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条第 2 項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第 5 条関係)

設備	単位	金額
化学試験・化学加工設備	1 台 30 分につき	200 円以上 3,350 円以下の範囲内で知事が定める額
食品試験・食品加工設備	1 台 30 分につき	50 円以上 5,300 円以下の範囲内で知事が定める額
機械試験・機械加工設備	1 台 30 分につき	150 円以上 3,300 円以下の範囲内で知事が定める額
金属試験・金属加工設備	1 台 30 分につき	200 円以上 3,950 円以下の範囲内で知事が定める額
木竹試験・木竹加工設備	1 台 30 分につき	400 円
電気試験・電気加工設備	1 台 30 分につき	50 円以上 1,500 円以下の範囲内で知事が定める額
有機薄膜試験・有機薄膜加工設備	1 台 30 分につき	150 円以上 5,900 円以下の範囲内で知事が定める額
電気自動車用急速充電器	1 回 30 分につき	480 円

備考 使用時間が 30 分未満のとき、又は使用時間に 30 分未満の端数があるときは、30 分として計算する。

○熊本県産業技術センター処務規程〔人事課〕

(昭和31年6月1日訓令第1248号)

改正昭和31年10月22日訓令第1984号の

昭和32年6月29日訓令甲第26号 昭和36年9月1日訓令甲第32号

3

昭和37年1月1日訓令甲第4号	昭和38年3月30日訓令甲第7号	昭和38年10月26日訓令甲第47号
昭和39年3月31日訓令甲第5号	昭和40年8月1日訓令甲第24号の2	昭和41年3月22日訓令甲第4号
昭和42年8月15日訓令甲第47号	昭和43年5月7日訓令甲第15号	昭和44年8月1日訓令甲第35号
昭和45年3月31日訓令第4号の2	昭和46年6月30日訓令第30号	昭和47年3月31日訓令第45号
昭和49年7月31日訓令第38号	昭和53年4月1日訓令第7号	昭和53年7月17日訓令第19号
昭和58年3月30日訓令第11号	昭和58年6月30日訓令第17号	昭和59年4月28日訓令第4号
昭和60年3月26日訓令第8号	昭和60年3月26日訓令第15号	昭和60年12月24日訓令第36号
昭和61年12月24日訓令第22号	昭和63年9月28日訓令第23号	平成元年3月31日訓令第9号
平成4年3月31日訓令第11号	平成12年3月31日訓令第3号	平成13年3月30日訓令第29号
平成14年3月29日訓令第19号	平成15年3月31日訓令第10号	平成17年3月31日訓令第27号
平成19年3月30日訓令第11号	平成20年3月31日訓令第12号	平成20年6月20日訓令第44号
平成21年3月31日訓令第13号	平成23年3月31日訓令第50号	

〔熊本県工業試験場処務規程〕を次のように定める。

熊本県産業技術センター処務規程

(目的)

第1条 この規程は、熊本県産業技術センター(以下「センター」という。)の処務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 センターに次の室を置く。

- (1) 総務管理室
- (2) 技術交流企画室
- (3) ものづくり室
- (4) 材料・地域資源室
- (5) 食品加工技術室

(次長等)

第3条 センターに次長を置く。

- 2 次長は、所長の命を受け、所長を補佐する。
- 3 各室にそれぞれ室長を置く。
- 4 室長は、所長の命を受け、担当事務を処理する。
- 5 センターに審議員を置くことができる。
- 6 審議員は、上司の命を受け、産業技術の試験研究に関する重要な事項を審議する。
- 7 センターに、首席研究主幹を置くことができる。
- 8 首席研究主幹は、上司の命を受け、研究に関する特命の事務を処理する。

- 9 センターに、主幹、研究主幹、参事及び研究参事を置くことができる。
- 10 主幹は、上司の命を受け、特命の担当事務を処理する。
- 11 研究主幹は、上司の命を受け、研究に関する事務を処理する。
- 12 参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 13 研究参事は、上司の命を受け、試験研究に関する業務に従事する。

(分掌事務)

第4条 各室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務管理室

- (1) 公印に関すること。
- (2) 所属職員の人事及び服務に関すること。
- (3) 文書に関すること。
- (4) 経理に関すること。
- (5) 県有財産の管理並びに物品及び製作品の出納保管及び検収に関すること。
- (6) 所内事務の統一調整及び取締りに関すること。
- (7) 計量関係の登録及び届出並びに適正計量管理事業所の指定に関すること。
- (8) 計量器の検定及び検査並びに基準器の検査に関すること。
- (9) 計量取締に関すること。
- (10) 適正な計量の実施を確保するための指導、普及及び啓発に関すること。
- (11) その他他室に属しないこと。

技術交流企画室

- (1) 技術情報の収集及び分析並びに技術交流企画に関すること。
- (2) センターの広報及び産業技術の普及促進に関すること。
- (3) 試験研究等の総合調整及び企画に関すること。
- (4) 試験施設及び設備の利用に関すること。
- (5) 県内工業団体、研究機関等との連携及び調整に関すること。
- (6) 情報技術の試験研究及び指導に関すること。
- (7) 工業デザイン及び商品企画の研究開発及び指導に関すること。
- (8) 知的財産権及び技術革新の促進に関すること。

ものづくり室

- (1) 生産加工技術の試験研究及び指導に関すること。
- (2) 生産管理技術の試験研究及び指導に関すること。
- (3) 電子技術の試験研究及び指導に関すること。

材料・地域資源室

- (1) 工業材料技術の試験研究及び指導に関すること。

(2) 地域資源の試験研究及び指導に関すること。

食品加工技術室

(1) 微生物応用技術の試験研究及び指導に関すること。

(2) 食品関連企業等の加工及び流通技術の試験研究及び指導に関すること。

(3) 県産農産物等の加工及び流通技術の試験研究及び技術指導並びに研修に関すること。

(4) 県産農産物等を利用した製品開発の企画及び総合調整に関すること。

(専決事項)

第5条 所長は、次の事項を専決するものとする。

(1) 所属職員の担当事務の決定に関すること。

(2) 熊本県職員服務規程(昭和31年熊本県訓令第1984号の2)の規定に基づく服務に関する
こと。

[熊本県職員服務規程(昭和31年熊本県訓令第1984号の2)]

(3) 所属職員の旅行命令(所長の県外旅行命令を除く。)及び当該旅行に係る復命に関する
こと。

(4) 所属職員の時間外勤務等の命令に関すること。

(5) あらかじめ人事課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技術補助員、臨時技能補助員及
び臨時労務補助員の任免に関すること(分限及び懲戒による場合を除く。)

(6) 熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)第11条から第15条までの規定によ
る行政文書の開示請求に対する決定等に関すること。

[熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)第11条] [第15条]

(7) 熊本県情報公開条例附則第7項の規定による行政文書の開示の申出の処理に関する
こと。

[熊本県情報公開条例附則第7項]

(8) 熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条の規定による個人情報
の開示請求に対する決定等に関すること。

[熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条]

(9) 熊本県個人情報保護条例第25条の規定による個人情報の訂正請求に対する決定等に関
すること。

[熊本県個人情報保護条例第25条]

(10) 熊本県個人情報保護条例第25条の7の規定による個人情報の利用停止請求に対する決
定等に関すること。

[熊本県個人情報保護条例第25条の7]

(11) 第6号から第8号までに定めるものを除くほか、所掌事務に係る文書の閲覧及び写し
の交付の承認に関すること。

(12) 所長が管理する行政財産の使用許可及び公有財産の貸付けに関すること(熊本県公有
財産取扱規則(昭和39年熊本県規則第17号)第11条ただし書の規定により総務部長におい
て合議の必要がないと認めるものに限る。)

[熊本県公有財産取扱規則(昭和39年熊本県規則第17号)第11条]

- (13) 光熱水費、複写器使用料及び電話料の支出負担行為をすること。
- (14) 400 万円未満の支出負担行為(リース契約に限る。)をすること。
- (15) 1,000 万円未満の支出負担行為(測量、調査、試験及び設計の委託以外の委託に限る。)をすること。
- (16) 200 万円未満の支出負担行為(物品の購入及び修繕に限る。)をすること。
- (17) 100 万円未満の支出負担行為(第 12 号から前号までに定めるものを除く。)をすること。
- (18) 1,000 万円未満の受託研究契約を締結すること。
- (19) 熊本県会計規則(昭和 60 年熊本県規則第 11 号)第 7 条第 4 項の規定に基づく会計職員の任免に関すること。

[熊本県会計規則(昭和 60 年熊本県規則第 11 号)第 7 条第 4 項]

- (20) 設備の一時使用承認に関すること。
- (21) 製作品の価格決定及び払下げ並びに依頼事項の受理及び費用弁償額の決定に関すること。
- (22) 熊本県産業技術センター条例(昭和 27 年熊本県条例第 42 号)及び熊本県手数料条例(平成 12 年熊本県条例第 9 号)に基づく使用料及び手数料額の決定に関すること。
[熊本県産業技術センター条例(昭和 27 年熊本県条例第 42 号)][熊本県手数料条例(平成 12 年熊本県条例第 9 号)]
- (23) 計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 10 条の規定に基づく勧告及び公表に関すること。
- (24) その他軽易な事項に関すること。

2 所長は、あらかじめ指定した次長に次の事項について専決させることができる。

- (1) 熊本県職員服務規程の規定に基づく服務(次長の服務を除く。)に関すること。
[熊本県職員服務規程]
- (2) 職員の旅行命令(次長の県外旅行命令を除く。)及び当該旅行に係る復命に関すること。
- (3) 職員の時間外勤務等の命令に関すること。
- (4) 光熱水費、複写器使用料及び電話料の支出負担行為をすること。
- (5) 400 万円未満の支出負担行為(リース契約に限る。)をすること。
- (6) 1,000 万円未満の支出負担行為(測量、調査、試験及び設計の委託以外の委託に限る。)をすること。
- (7) 200 万円未満の支出負担行為(物品の購入及び修繕に限る。)をすること。
- (8) 100 万円未満の支出負担行為(第 4 号から前号までに定めるものを除く。)をすること。
- (9) 1,000 万円未満の受託研究契約を締結すること。
- (10) 設備の一時使用承認に関すること。
- (11) その他軽易な事項に関すること。

3 総務管理室長は、次の事項を専決するものとする。

- (1) 計量関係の登録に関すること。
- (2) 計量器の検定に関すること。
- (3) 計量器の定期検査に関すること。
- (4) 基準器の検査に関すること。
- (5) 計量法に基づく諸申請の調査及び照会に関すること。
- (6) 計量法に基づく諸届書の処理に関すること。

- (7) 計量に関する報告の徴収に関すること。
- (8) 計量法に基づく特定市の長との協議に関すること。

(代決)

第6条 所長が不在であるときは、次長が所長の事務を代決することができる。

2 所長及び次長がともに不在であるときは、総務管理室長が所長の事務を代決することができる。

(雑則)

第7条 この規程に定のあるものを除く外、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この訓令は、昭和31年6月1日から施行し、昭和31年3月24日から適用する。

2 熊本県立工業試験場処務規程(昭和22年熊本県訓令第2号)は、廃止する。

附 則(昭和31年10月22日訓令第1984号の3)

この訓令は、昭和31年10月1日から適用する。

附 則(昭和32年6月29日訓令甲第26号)

この訓令は、昭和32年6月10日から適用する。

附 則(昭和36年9月1日訓令甲第32号)抄

1 この訓令は、昭和36年9月1日から施行する。

2 この訓令施行の際、従前の規程による手続その他の行為は、この訓令による改正後の規程の相当規定による手続その他の行為とみなす。

附 則(昭和37年1月1日訓令甲第4号)

この訓令は、昭和37年1月1日から施行する。

附 則(昭和38年3月30日訓令甲第7号)

この訓令は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和38年10月26日訓令甲第47号)

この訓令は、昭和39年1月1日から施行する。

附 則(昭和39年3月31日訓令甲第5号)

この訓令は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和40年8月1日訓令甲第24号の2)

この訓令は、(中略)昭和40年8月1日から施行する。

附 則(昭和41年3月22日訓令甲第4号)

この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則(昭和42年8月15日訓令甲第47号)

この訓令は、昭和42年8月15日から施行する。

附 則(昭和43年5月7日訓令甲第15号)抄

1 この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則(昭和44年8月1日訓令甲第35号)

この訓令は、昭和44年8月1日から施行する。

附 則(昭和45年3月31日訓令第4号の2)抄

1 この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。

- 3 この訓令施行の際、従前の規程による手続その他の行為は、この訓令の相当規定による手続その他の行為とみなす。

附 則(昭和 46 年 6 月 30 日訓令第 30 号)

この訓令は、昭和 46 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 47 年 3 月 31 日訓令第 45 号)

この訓令は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 49 年 7 月 31 日訓令第 38 号)

この訓令は、昭和 49 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 4 月 1 日訓令第 7 号)

この訓令は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 7 月 17 日訓令第 19 号)

この訓令は、昭和 53 年 7 月 17 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 3 月 30 日訓令第 11 号)

この訓令は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 6 月 30 日訓令第 17 号)

この訓令は、昭和 58 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 4 月 28 日訓令第 4 号)

この訓令は、昭和 59 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 3 月 26 日訓令第 8 号)

この訓令は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 3 月 26 日訓令第 15 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

(熊本県土木試験室設置規程の廃止)

- 2 熊本県土木試験室設置規程(昭和 46 年熊本県訓令第 36 号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この訓令の施行の際現に熊本県工業試験場に勤務を命ぜられている者は、次項及び附則第 5 項の規定による場合又は別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、熊本県工業技術センターに勤務を命ぜられたものとする。

- 4 この訓令の施行の際現に次の表の旧欄に掲げる職又は職務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、それぞれ同表新欄に掲げる職又は職務を命ぜられたものとする。

旧		新	
工業試験場	総務課長事務取扱	工業技術センター	総務課長事務取扱
	化学部長	工業技術センター	材料開発部長
	食品部長事務取扱	工業技術センター	微生物応用部長事務取扱
	機械金属部長事務取扱	工業技術センター	生産技術部長事務取扱
	電子部長事務取扱	工業技術センター	電子部長事務取扱
	工芸部長事務取扱	工業技術センター	情報デザイン部長事務取扱

- 5 この訓令の施行の際現に熊本県工業試験場研究主幹を命ぜられ土木試験部長事務取扱を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、熊本県工業技術センター研究主幹を命ぜられたものとする。

(熊本県文書規程の一部改正)

- 6 熊本県文書規程(昭和 34 年熊本県訓令甲第 19 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(熊本県庁処務規程の一部改正)

- 7 熊本県庁処務規程(昭和 36 年熊本県訓令甲第 29 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(昭和 60 年 12 月 24 日訓令第 36 号)

この訓令は、昭和 60 年 12 月 24 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 12 月 24 日訓令第 22 号)

この訓令は、昭和 62 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 9 月 28 日訓令第 23 号)抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和 63 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 熊本県工業技術センター微生物応用部に勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって、熊本県食品加工研究所研究開発課に兼務を命ぜられたものとする。

附 則(平成元年 3 月 31 日訓令第 9 号)

- 1 この訓令は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この訓令の施行の際現に熊本県工業技術センター総務課長兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって、熊本県工業技術センター企画調整課長兼務を命ぜられたものとする。

附 則(平成 4 年 3 月 31 日訓令第 11 号)

この訓令は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 30 日訓令第 29 号)

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日訓令第 19 号)

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 31 日訓令第 10 号)

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日訓令第 27 号)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日訓令第 11 号)

- 1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 熊本県計量検定所処務規程(昭和 34 年熊本県訓令甲第 22 号)
- (2) 熊本県食品加工研究所処務規程(昭和 63 年熊本県訓令第 23 号)

附 則(平成 20 年 3 月 31 日訓令第 12 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月 20 日訓令第 44 号)

この訓令は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日訓令第 13 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日訓令第 50 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県産業技術センターカスタムメイド試験研究実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、熊本県産業技術センター（以下「センター」という。）におけるカスタムメイド試験研究の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、カスタムメイド試験研究とは、企業等（以下「委託者」という。）からの委託を受けて公務として行う研究、試験、評価、調査等であって、これに要する経費（以下「委託料」という。）を委託者が負担するものをいう。

(カスタムメイド試験研究の申請)

第3条 カスタムメイド試験研究の申込みをしようとする委託者は、熊本県（以下、「県」という。）に、カスタムメイド試験研究申込書を提出するものとする。

(カスタムメイド試験研究の受入れ)

第4条 県は、前条の申請があった場合には、当該カスタムメイド試験研究が次に掲げる項目のいずれかに該当し、かつ、センターの業務遂行上支障がないと認められた場合に受け入れるものとする。

(1) 熊本県内に事業所を有する企業者及びこれらで組織される団体の製品及び製造工程の開発・改良等に寄与するもの。

(2) 県の産業振興に寄与するもの。

2 県は、前項により当該試験研究を受け入れることを決定したときは、カスタムメイド試験研究の受け入れに関する通知書により委託者に通知する。

(カスタムメイド試験研究契約)

第5条 前条の規定により受入れの決定をしたカスタムメイド試験研究について、県と委託者は、カスタムメイド試験研究に関する契約（以下、「契約」という）を締結するものとする。

2 前項の場合において、契約の額が100万円以下の契約については、県は契約書の作成を省略することができる。

(委託料)

第6条 委託者は、別に定める算定基準により算出し、前条の規定により締結した契約に定める委託料を支払うものとする。

2 前項の委託料は、原材料費、旅費、機器使用料相当分(委託料により機器を導入する場合を除く。)及び消耗器材費等のカスタムメイド試験研究に必要な経費及び技術ノウハウ料の合計額とする。ただし、カスタムメイド試験研究の遂行後、精算額が委託料を下回ったときは、その精算額をもって委託料とする。

(委託料により取得した設備等の帰属)

第7条 委託料により取得した設備等は、県に帰属するものとする。

(委託者からの研究用資材及び設備の提供)

第8条 県は、委託者からカスタムメイド試験研究に伴う研究用資材及び設備（以下「研究用資材等」という。）の提供を受けることができる。

2 県は、前項の研究用資材等について、センターの職員が故意又は重大な過失によって損害を与えた場合を除き、当該研究用資材等の損害につき賠償する責を負わないものとする。

3 県は、カスタムメイド試験研究が終了し、若しくは中止し、又はカスタムメイド試験研究実施期間が満了（以下「カスタムメイド試験研究完了」という。）したときは、研究用資材等について、カスタムメイド試験研究完了時の状態で委託者に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、委託者の負担とする。

4 県は、委託者から提供された研究用資材等を、契約終了後に協議の上、無償で譲り受けることができるものとする。

（委託者からの研究員の派遣）

第9条 県は、委託者が当該委託者に所属する従業員等を研究員としてセンターに派遣することを、カスタムメイド試験研究実施期間内に限り認めることができる。

（研究の遂行）

第10条 県は、本カスタムメイド試験研究を自己の責任において行うこととし、その実施に当たり被った損害については、委託者に対してその賠償を請求しない。ただし、委託者の提供物品や情報等にかしがあったことに起因して県が損害を被ったときは、委託者は県の損害を賠償するものとする。

（委託料の未納等による契約の解除）

第11条 委託者が委託料を期日までに支払わないとき、又は研究用資材等を期限までに提供しないときは、県は契約を解除することができる。

2 前項の場合において、県は、原則として委託者が既に支払った委託料は返還しない。

（天災等による契約の解除）

第12条 県は、天災その他やむを得ない事由があるためカスタムメイド試験研究の遂行が困難となった場合は、当該カスタムメイド試験研究を中止することができる。

2 前項の規定によるカスタムメイド試験研究の中止に伴い、カスタムメイド試験研究契約を解除するときは、委託者が支払った委託料から既に支出された経費を控除した額の全額又は一部の額を返還する。

3 県は、カスタムメイド試験研究が天災その他やむを得ない事由により契約期間内に終了しなかったときは、その責めを負わない。

4 委託者からの申出によるカスタムメイド試験研究の中止に伴い、契約を解除する場合には、原則として委託者が既に支払った委託料は返還しない。

（カスタムメイド試験研究の完了）

第13条 県は、カスタムメイド試験研究完了時は、遅滞なく、その結果についてカスタムメイド試験研究報告書により委託者に報告しなければならない。

（委託料の精算）

第14条 県は、カスタムメイド試験研究を終了し、又は中止したときは、前条の報告により、遅滞なく委託料の精算を行い、その精算額が委託者が既に支払った委託料に満たないときは、その差額を委託者に返還するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委託料が10万円以下のカスタムメイド試験研究については、委託料の精算を要しない。

（試験研究結果による委託料の不還付）

第15条 委託者は、委託者の期待した試験研究結果が得られていないという理由で、委託料の返還を県に要求できない。

(秘密保持)

第16条 委託者は、カスタムメイド試験研究において知り得た情報を秘密として保持しなければならないものとし、県は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条に規定する守秘義務を遵守し、委託者の不利益とならないよう配慮するものとする。

(特許を受ける権利)

第17条 カスタムメイド試験研究の実施により得られた発明等に係る特許を受ける権利の持分は、発明への貢献度に応じて、県と委託者が協議の上で定めるものとする。

2 前項により発生した発明等の業務を担当した熊本県職員の権利の継承については、熊本県職務発明等に関する規程（平成2年熊本県訓令第25号）に基づき取扱いを決定するものとする。

3 前2項の規定により県と委託者が共同で特許出願する場合は、共同出願契約を締結するものとする。

(準用)

第18条 前条の規定は、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利、意匠権及び意匠登録を受ける権利、プログラム等の著作権並びに回路配置利用権及び回路配置利用の登録を受ける権利について準用する。

(カスタムメイド試験研究完了後の成果の報告)

第19条 県は、カスタムメイド試験研究完了後、本カスタムメイド試験研究の展開状況について、委託者に報告を求めることができる。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

熊 本 県 産 業 技 術 セ ン タ ー

〒862-0901 熊本市東区東町3-11-38

TEL:096-368-2101 (代表) FAX:096-369-1938

TEL:096-368-2117 (技術相談窓口専用)

発行者：熊本県

所属：熊本県産業技術センター

発行年度：平成26年度

ホームページアドレス <http://www.iri.pref.kumamoto.jp/>

再生紙使用